

平成19年第1回埼玉県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

議事日程

平成19年7月25日(水曜日) 午後2時開会

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 議長選挙
- 日程第 3 副議長選挙
- 日程第 4 議員提出議案第1号 埼玉県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について
- 日程第 5 議席の指定
- 日程第 6 会議録署名議員の指名
- 日程第 7 会期の決定
- 日程第 8 諸般の報告
- 日程第 9 議案第27号 埼玉県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
- 日程第10 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて
(平成19年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計暫定予算)
- 日程第11 議案第 2号 専決処分の承認を求めることについて
(埼玉県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例)
- 議案第 3号 専決処分の承認を求めることについて
(埼玉県後期高齢者医療広域連合公告式条例)
- 議案第 4号 専決処分の承認を求めることについて
(埼玉県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例)
- 議案第 5号 専決処分の承認を求めることについて
(埼玉県後期高齢者医療広域連合職員定数条例)
- 議案第 6号 専決処分の承認を求めることについて
(埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例)
- 議案第 7号 専決処分の承認を求めることについて
(埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例)

- 議案第 8号 専決処分の承認を求めることについて
 (埼玉県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例)
- 議案第 9号 専決処分の承認を求めることについて
 (埼玉県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例)
- 議案第 10号 専決処分の承認を求めることについて
 (埼玉県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例)
- 議案第 11号 専決処分の承認を求めることについて
 (埼玉県後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例)
- 議案第 12号 専決処分の承認を求めることについて
 (埼玉県後期高齢者医療広域連合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例)
- 日程第 12 議案第 13号 専決処分の承認を求めることについて
 (埼玉県後期高齢者医療広域連合指定金融機関の指定について)
- 日程第 13 議案第 14号 平成 19 年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第 14 議案第 15号 埼玉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の回数を定める条例の制定について
- 議案第 16号 埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の制定について
- 議案第 17号 埼玉県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の制定について
- 議案第 18号 埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の制定について
- 議案第 19号 埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の制定について
- 議案第 20号 埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の制定について
- 議案第 21号 埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例の制定について
- 議案第 22号 埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の制定について
- 議案第 23号 埼玉県後期高齢者医療広域連合証人等の実費弁償に関する条例の制定について
- 議案第 24号 埼玉県後期高齢者医療広域連合財政状況の公表に関する条例の制

定について

議案第 25 号 埼玉県後期高齢者医療広域連合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の制定について

日程第 15 議案第 26 号 埼玉県後期高齢者医療広域連合広域計画の作成について

日程第 16 議案第 28 号 埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について

日程第 17 議案第 29 号 埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について

日程第 18 埼玉県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

日程第 19 議案第 30 号 埼玉県後期高齢者医療広域連合とさいたま市との間の公平委員会の事務の委託について

日程第 20 請願第 1 号～請願第 50 号 後期高齢者医療制度実施にあたって資格証明書を発行しないことを求める請願

日程第 21 請願第 51 号～請願第 100 号 高齢者の生活実態に即した保険料と独自の減免制度創設を求める請願

日程第 22 請願第 101 号～請願第 150 号 後期高齢者医療制度に高齢者はじめ県民の声を反映することを求める請願

出席議員（18名）

1番	木下博	3番	田中暄二
4番	板川文夫	5番	須田健治
6番	岡村幸四郎	8番	濱田福司
9番	小沢信義	10番	野口重信
11番	大河内ただし	12番	新井勝行
13番	金子茂一	14番	石井忠良
15番	加川義光	16番	野田貞之
17番	野崎一則	18番	関口修
19番	遠藤勝三	20番	小暮敏美

欠席議員（2名）

2番	新井弘治	7番	新井家光
----	------	----	------

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	斎藤博	副広域連合長	石川三郎
事務局長	酒井忠雄	業務部長	武井保則
総務部長	根本進	総務部長	小平慶一
総務課長		電算管理課長	
業務部長	新井正人	業務部長	吉岡優孝
保険料課長		給付課長	

職務のため出席した者の職氏名

書記長	黒田信幸	書記	吉田智博
書記	小林健介		

開会 午後2時00分

総務部長（黒田信幸） 皆さん、こんにちは。

総務部長の黒田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、本広域連合議会議員選挙後、初めての議会でございますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、濱田議員が年長の議員でございますので、ご紹介申し上げます。

それでは濱田議員、議長席にご着席お願ひいたします。

（臨時議長 濱田福司議員 議長席着席）

臨時議長あいさつ

臨時議長（濱田福司） それでは、一言ごあいさつを申し上げたいと存じます。

ただいま、年長の議員というふうなことで、地方自治法第107条の規定によりまして、臨時議長の職務につかせていただきたいと思います。

どうぞ、ひとつ議員の皆さん方のご協力をよろしくお願ひ申し上げたいと存じます。

それでは、座らせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

開会及び開議の宣告

臨時議長（濱田福司） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより、平成19年第1回埼玉県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ここで、臨時議長より申し上げます。

本臨時会の傍聴の申し出がありましたので、臨時議長において許可をいたしましたので、ご了承願ひます。また、議事の進行につきましては、今議会に提案される埼玉県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の案に準じて進行いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

臨時議長（濱田福司） ご異議なしと認めます。会議規則案に準じて会議を進行いたします。

議事日程の報告

臨時議長（濱田福司） これより、お手元に配付いたしました議事日程によって、議事を進
行いたします。

仮議席の指定

臨時議長（濱田福司） 日程第1、仮議席の指定を行います。

この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

議長選挙

臨時議長（濱田福司） 日程第2、議長選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたい
と思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

臨時議長（濱田福司） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることと決定いたしました。

お諮りいたします。

臨時議長において指名することにいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

臨時議長（濱田福司） ご異議なしと認めます。

ただいま、臨時議長において指名することに決定いたしました議長に、11番、大河内議員を
指名いたします。

お諮りいたします。

臨時議長において、指名いたしました大河内議員を当選人と決めることにご異議ございませ

んか。

(「異議なし」の声あり)

臨時議長(濱田福司) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました大河内議員が議長に当選されました。

議長に当選されました大河内議員が議場におられますので、本席から告知いたします。

ただいま、議長に当選されました大河内議員より、就任のごあいさつをお願いいたします。

議長就任あいさつ

議長(大河内ただし) ただいま議長にご選任いただきました、大河内でございます。

一言ごあいさつ申し上げます。

ご承知のとおり、75歳以上の高齢者による医療については、新たな独立した制度として平成20年度から後期高齢者医療制度が始まるわけであります。

その中で、この制度を運営するため、県内70市町村から構成された広域連合が設置され、その広域連合議会の初代議長という大役を皆様方にご推挙いただいたところでありまして、身の引き締まる思いでございます。

もとより、微力な身ではございますが、この広域連合議会が住民の負託にこたえられ、埼玉県における後期高齢者医療制度がよりよい制度として、また効率的な運営がなされますよう、議長としての職責を誠心誠意務めてまいり所存でございます。

どうぞ、議員の皆様方のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

また、広域連合長を初め、執行部の皆様方にもご協力を心からお願いいたしまして、就任のごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

臨時議長(濱田福司) どうもありがとうございました。

ここで、議長と議長席を交代させていただきます。

大変、ご協力ありがとうございました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後2時5分

再開 午後2時7分

議長（大河内ただし） 会議を再開いたします。

議事日程の報告

議長（大河内ただし） これより、お手元に配付した議事日程その2によって議事を進行させていただきます。

副議長選挙

議長（大河内ただし） 日程第3、副議長選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大河内ただし） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

議長において、指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大河内ただし） ご異議なしと認めます。

ただいま、議長において指名することに決定しました副議長に、18番、関口議員を指名いたします。

お諮りいたします。

議長において指名いたしました関口議員を当選人と決めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大河内ただし） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました関口議員が副議長に当選されました。

副議長に当選されました関口議員が議場におられますので、本席から告知いたします。

副議長就任あいさつ

議長（大河内ただし） ただいま副議長に当選されました関口議員より、就任のごあいさつをお願いいたします。

副議長（関口 修） ただいま、副議長にご選任をいただきました関口でございます。微力ではございますが、広域連合議会が住民並びに構成市町村の負託にこたえられるよう、大河内議長を補佐し、副議長の職責を誠心誠意務めてまいる所存でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

この広域連合は、住民の生活に密着した高齢者の医療制度を取り扱う特別地方公共団体であると承知しております。

広域連合議員として、住民や市町村からの意見、要望を踏まえ、広域連合長を初めとする執行部とは、一定の距離を置きつつ、この新しい医療制度の適正な運用や広域連合の発展にも努力をしてみたいと存じております。

どうぞ、議員の皆様方を初めとして、執行部の皆様方にもご指導、ご協力をよろしく願い申し上げます。就任のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

議員提出議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（大河内ただし） 日程第4、議員提出議案第1号「埼玉県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について」を議題といたします。

本案は、埼玉県後期高齢者医療広域連合議会の設立に伴い、地方自治法第120条の規定に基づき制定されるもので、出席議員全員による提出議案であります。

そこでお諮りいたします。

本案は、提案理由の説明、質疑を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大河内ただし） ご異議なしと認めまして、提案理由の説明、質疑は省略いたします。これより討論に入ります。

討論はありませんか。

15番、加川議員。

15番議員（加川義光） 私は、さいたま市議会出身の加川ですが、提出者に私も名前を連ねた一員ですが、意見を述べて賛成したいと思います。

1つは、会議規則案の第49条、質疑の回数。質疑の回数は、同一議員が同一議題について3回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときはこの限りではないとうたっていますが、本来、議会は言論の府で、発言は自由なはずですが、3回を超えても質疑が必要な場合は、ぜひ認めてほしいと、認めること。これを1つ主張します。

もう一つ、発言時間の制限、第50条。発言時間の制限で、議長は必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができるとうたっていますが、言論の府であり、発言は自由なはずですが、発言時間は制限しないでほしい。

この2点の意見を述べて、賛成したいと思います。

以上です。

議長（大河内ただし） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大河内ただし） なければ討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議員提出議案第1号「埼玉県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大河内ただし） ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

議席の指定

議長（大河内ただし） 日程第5、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、お手元に配付した議席表のとおり議長において指定いたします。

会議録署名議員の指名

議長（大河内ただし） 日程第6、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、1番、木下議員、3番、田中議員、以上

2名の方を指名いたします。

会期の決定

議長（大河内ただし） 日程第7、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大河内ただし） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

諸般の報告

議長（大河内ただし） 日程第8、この際、諸般の報告を行います。

広域連合長から提出されました議案は、お手元に配付した写しのとおりでありますので、ご了承願います。

また、地方自治法第121条の規定による議案説明のための出席者は、お手元に配付した一覧表のとおりであります。

以上で諸般の報告は終わります。

ここで、広域連合長からあいさつを行いたい旨の申し出がありますので、これを許します。

斎藤広域連合長。

広域連合長（斎藤 博） 広域連合長を務めさせていただいております所沢市長の斎藤博でございます。

平成19年第1回埼玉県後期高齢者医療広域連合議会の臨時会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、平成19年第1回臨時会を招集申し上げたところでございますが、議員の皆さんにおかれましては、極めて公務ご多忙の中にもかかわらずご出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

また、議員の皆さんにおかれましては、広域連合議員としてご当選をされたわけでございますが、改めて心からお喜びを申し上げますとともに、ただいま議長には大河内議員が、副議

長には関口議員がそれぞれご就任をされました。心から祝意を表する次第でございます。

さて、本広域連合は、去る3月1日をもちまして、埼玉県知事からの許可を受けまして、正式に設立をいたしまして、私とその初代の広域連合長として選任をされたところでございます。

私も平成20年4月から始まります後期高齢者医療制度の準備業務に今日まで携わってまいったところでございますけれども、この後期高齢者医療制度は、今までの老人保健制度を踏襲しつつ、新しい制度も取り入れた内容となっております。また広域連合という特別地方公共団体を立ち上げまして、運営をするということも初めてのことでございます。その運営を担うことの責任の重大さを改めて痛感をいたしているところでございます。

この後期高齢者医療制度は、広域連合と県内70市町村とが、緊密な連携を図りながら、制度運営を行っていく必要がございますので、議員の皆さんにおかれましては、市町村行政との橋渡し役等もお願いしつつ、またこの新しい制度運営に何とぞご理解をいただきながら、ご支援、ご協力を賜りますよう、心からお願いを申し上げます。

さて、この臨時会に提出をいたしております議案でございますけれども、専決処分の承認を初めといたしまして、予算案、条例案、その他の重要案件でございます。これらの案件につきましては、別途ご説明を申し上げますけれども、何とぞ慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

開会に当たりまして、まことに雑駁でございますけれども、議員の皆さん方のご協力を重ねてお願いを申し上げて、私のごあいさつといたします。

どうぞよろしくお願いいいたします。

議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（大河内ただし） 日程第9、議案第27号「埼玉県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、斎藤広域連合長から説明を求めます。

広域連合長（斎藤 博） それでは、議案第27号でございますけれども、「埼玉県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」のご説明を申し上げます。

議案書の199ページをお開きいただきたいと思います。

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約第11条の規定によりまして、広域連合に副広域連合長一人を置くこととなっております。

副広域連合長につきましては、騎西町長の石川三郎氏を選任したいと存じます。

騎西町長であります石川氏は、現在、埼玉県町村会会長、埼玉県保険者協議会会長などを務められておりました、学識、経験ともに大変豊富な方でございます。副広域連合長として適任と存じますので、規約第12条第4項の規定に基づきまして、議員の皆さん方のご同意を賜りたくご提案申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（大河内ただし） これより、質疑に入るわけですが、質疑がある方は、挙手をし、議席番号を教えてください。

それでは、質疑をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（大河内ただし） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大河内ただし） なければ討論を終結いたします。

これより、議案第27号「埼玉県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大河内ただし） ご異議なしと認めまして、本案は同意と決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時19分

再開 午後2時20分

議長（大河内ただし） 会議を再開いたします。

議長報告

議長（大河内ただし） 議長から報告いたします。

休憩前に同意いたしました副広域連合長について、地方自治法第121条の規定に基づき出席を求めましたので、ご了承願います。

副広域連合長あいさつ

議長（大河内ただし） 副広域連合長からあいさつを行いたい旨の申し出がありますので、これを許します。

石川副広域連合長。

副広域連合長（石川三郎） 騎西町長の石川でございます。

先ほどは、副広域連合長の選任にご同意をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日から、斎藤広域連合長を補佐いたしまして、後期高齢者医療制度の円滑なスタートを図り、適正な運営がなされるよう努力してまいりたいと存じます。

どうか議員の皆様方には、温かいご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げまして、就任に当たってのごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（大河内ただし） 日程第10、議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、酒井事務局長から説明を求めます。

事務局長（酒井忠雄） 事務局長の酒井でございます。

それでは、議案第1号「平成19年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計暫定予算」に係ります専決処分の承認を求めることにつきまして、ご説明申し上げます。

本広域連合議会にて、通常予算が可決、成立されるまでの間、事務所の維持費や必要最低限の義務的経費等を執行する必要がございますことから、この4月から7月までの4カ月分について、暫定予算として専決処分いたしましたものでございます。

恐れ入りますが、A4判横の暫定予算及び暫定予算説明書の3ページをお開きいただきたい

と存じます。

歳入歳出予算総額でございますが、中段に記載してございますとおり1億5,979万9,000円でございます。暫定予算の主な内容につきましてご説明いたしますと、まず歳入につきましては、同じ書類の10ページをごらんいただきたいと存じます。

上段の欄に記載してございますが、分担金及び負担金として、県内各市町村からの負担金が1億5,979万7,000円ございまして、この額が歳入のほぼすべてでございます。

また、歳出につきましては、11ページから12ページにかけて記載してございますが、主なものは、12ページの右端の説明欄をごらんいただきたいと存じます。

広域連合の電算システムに係る委託料や賃借料といたしまして、7月までに必要と考えられるものとして、広域連合システム市町村機器保守委託料1,666万6,000円、その下にありますS E、システム関係構築委託料2,280万円、その下の国保連合会業務委託料9,158万8,000円、下段の方に記載しております広域連合システム機器等賃借料837万4,000円などがございます。

また、その幾つか上の方にございますけれども、事務所使用料、事務室としてこの自治会館を借りておりますけれども、その使用料として506万7,000円などを計上いたしましたものでございます。

以上、非常に雑駁な説明で恐縮でございますけれども、概要をご説明いたしました。

何とぞ慎重ご審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（大河内ただし） これより質疑を願います。

質疑はございませんか。

15番、加川議員。

15番議員（加川義光） 共通経費負担金が1億5,979万7,000円計上されているわけですが、県内70市町村、それぞれどうなっているかお聞きしたいところですが、それを聞くと時間がかかるから割愛しますが、主だった一番少ない東秩父村、それから中間である蓮田市、一番人口の多いさいたま市、この3点をお聞きます。

ほかの資料は後ほど。

議長（大河内ただし） 酒井事務局長。

事務局長（酒井忠雄） 国の補助金を差し引いた9,480万6,000円を各市町村から負担金としていただいております。一番大きいさいたま市は1,439万円強でございます。

それから、一番少ない東秩父村につきましては21万4,000円強でございます。

それから、中間どころの蓮田でございますけれども、94万5,000円余りを負担金としていただいております。

以上でございます。

議長（大河内ただし） 加川議員。

15番議員（加川義光） 歳入のところで1億5,979万7,000円と計上されているんですが、今のお話だと、これから国の補助を除いて云々とあったんですけれども、これは1億5,979万7,000円が共通経費負担金なので、これが全部70市町村にかかるのではないですか。ちょっと額が違うと思うんですが。

議長（大河内ただし） 酒井事務局長。

事務局長（酒井忠雄） すみません、申しわけございません。

私、今18年度の準備会のときの予算を申し上げてしまいまして、先ほどの発言はご訂正させていただきますと思いますけれども、大変申しわけございません。

さいたま市は2,426万円でございます。それから、中間どころの蓮田市でございますけれども159万6,000円ちょっとでございます。それから、一番小さい東秩父村でございますけれども36万4,217円です。

議長（大河内ただし） 加川議員。

15番議員（加川義光） 先ほど述べましたように、本当は70市町村全部をお聞きしたいんですけれども、時間の都合上3つにしましたので、後ほど資料を議長の計らいで資料を配ってください。

議長（大河内ただし） 今、資料要求が出たのですけれども、いかがいたしましょうか。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大河内ただし） では、事務局お願いします。

ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

議長（大河内ただし） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大河内ただし） なければ討論を終結いたします。

これより、議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大河内ただし） ご異議なしと認めまして、本案は承認と決定いたしました。

議案第2号～議案第12号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

議長（大河内ただし） 日程第11、議案第2号「専決処分の承認を求めることについて」から議案第12号「専決処分の承認を求めることについて」の11件を一括して議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、酒井事務局長から説明を求めます。

事務局長（酒井忠雄） ただいま上程されました議案第2号から議案第12号までの各議案につきまして、ご説明申し上げます。

これらの条例につきましては、広域連合の業務開始日でございます4月1日に制定しておく必要がございましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったものでありまして、同条第3項の規定によりご承認をお願いするものでございます。

それでは、議案ごとにご説明申し上げます。

議案第2号「埼玉県後期高齢者医療広域連合の休日定める条例」に係る専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

議案書の5ページをお開きいただきたいと存じます。

条例そのものは後ろの方につけてございますけれども、土日、祝日、年末年始を広域連合の休日とし、原則として執務を行わない旨を定めた内容でございます。

次に、議案第3号「埼玉県後期高齢者医療広域連合公告式条例」に係る専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

議案書11ページをお開きいただきたいと存じます。

条例そのものはその後ろの方に添付してございます。

広域連合で公布する条例や規則につきましては、広域連合長が署名し、事務所前の掲示場に掲示して行う旨を定めた内容でございます。

次に、議案第4号「埼玉県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例」に係る専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

議案書17ページでございます。

広域連合長の権限に属する事務を処理するため、事務局を置く旨を定めた内容でございます。

次に、議案第5号「埼玉県後期高齢者医療広域連合職員定数条例」に係る専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

議案書の23ページで、その後ろの方に条例があります。

広域連合の一般職の職員の定数を35人と定めた内容でございます。

次に、議案第6号「埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例」に係る専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

議案書29ページでございます。

職員の職務専念義務の免除について、定めた内容でございます。

次に、議案第7号「埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例」に係る専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

議案書35ページをお開きいただきたいと存じます。

職員の勤務時間及び休暇等について必要な事項を定めたもので、勤務時間は週38時間45分あるいは特別休暇等の内容や取り扱い等について、定めた内容でございます。

次に、議案第8号「埼玉県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」に係る専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

議案書45ページをお開きいただきたいと存じます。

地方公務員災害補償法第69条第1項の規定によりまして、広域連合議会議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害または、通勤による災害に対する補償に関しまして、必要な事項を定めた内容でございます。

次に、議案第9号「埼玉県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」に係る専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

議案書飛びまして、69ページでございます。その後ろの方に条例がございます。

広域連合長、副広域連合長、議会の議員、選挙管理委員会委員及び監査委員等の報酬並びに旅費及び費用弁償に関して必要な事項を定めた内容でございます。

次に、議案第10号「埼玉県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例」に係る専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

議案書75ページでございます。

職員が公務のため旅行した場合に支給する旅費について定めたものでございまして、埼玉県の規定をベースとした内容でございます。

次に、議案第11号「埼玉県後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」に係る専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

議案書は93ページでございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関しまして、必要な事項を定めた内容でございます。

次に、議案第12号「埼玉県後期高齢者医療広域連合長期継続契約を締結することができる契

約に関する条例」に係ります専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

議案書の99ページ以降でございます。

地方自治法施行令167条の17の規定に基づきまして、長期継続契約を締結することができる契約について定めたもので、物品の借り入れ等について、複数年度にわたり契約できる旨の内容でございます。

以上、上程いたしました各議案につきまして、その概要をご説明申し上げましたが、慎重なご審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（大河内ただし） これより、一括して質疑を願います。

質疑はございませんか。

15番、加川議員。

15番議員（加川義光） 議案第4号にかかわってまずお聞きします。

こちら側の議案参考資料の7ページにかかわってお聞きします。

まず、この連合議会は、議会事務局というのは置くのか置かないのか、どこが担当するのかというのがまず1つなんです。

次に、議案第5号にかかわっては、1つ75歳以上の高齢者からの問い合わせがこれからいろいろ殺到してくると思うんですね、苦情とか。いろいろな対応、保険料の問題、給付の問題、仕事はたくさんあると思うんですね。ですから、私は35人で間に合うのかというのが心配なんです。ですから、35人で間に合うのかどうかという根拠、また他の都道府県はどうなっているのか、わかる範囲でお聞きしたいと、35名という定員の問題です。

それから、この仕事の中には介護保険制度が導入されたとき、新しい制度なので出前説明会などが頻繁に行われたんですが、出前説明会などをやるのかどうか、この35人の職員が、できるのかどうか。そういう問題が出てくると思いますのでお聞きしたい。

あと第7号は、勤務時間なんです。今お聞きするところによると、県庁の職員は昼休みが1時間なくて45分に削られて、近くの食堂にまで行けなくなって、経済効果というか、商店からもいろいろ苦情も出ていると。そういう事態にもあるので、ここの勤務時間体系は、労働基準法に基づいてその辺はしっかりきちんと保障されているのか、ちゃんと休息や休憩がとれるようになっているのか、そこをちょっとお聞きしておきます。

以上です。

議長（大河内ただし） 酒井事務局長。

事務局長（酒井忠雄） まず、1点目の議会事務局を置くかというご質問かと存じますけれども、少人数で効率的な事務執行を行っておりまして、監査だとかあるいは選挙管理だとか、そういったものにつきましても、この事務局体制の中で兼務で行っていきたいというふうに考

えておりまして、例えばきょうは議会側についておりますけれども、事務局は置きませんが、議会の書記長、書記といった形でそれぞれ対応していきたいということで考えております。

それから、職員定数35人でございますけれども、これは準備会のときも大分、各委員さんからもご質問、ご指摘をいただきまして、いろいろと積み上げがしっかりしていないところもあったかもしれませんが、それぞれ専門分野に職員を配置して今、執行しているというところでございます。

ちなみに、多いところで申し上げますと、東京、神奈川が44人でございます。埼玉県の人口規模等からすると、まあまあ妥当かなと、少ないところは20人ぐらいでやっております、平均的には二十五、六人、ちょっとその都度人数が動いていますので、はっきりしませんけれども、そのぐらいでやっております、何とか準備業務はこの人数体制でやっていきたいと思っております。

また、この人数をこのまま維持というか来年の本格的な稼働に向けて対応できるかどうかにつきましては、できるだけ業務が単純的なものにつきましては、国保連合会とかあるいは業者等に委託するなどして、市町村から来ていただく職員には、より高度な仕事をやっていただくような形で対応していきたいというふうに考えております。

出前説明会等につきましては、これから広報等の関係もご説明申し上げますけれども、市町村と一体となった中で、市町村にもご協力いただきながらこういったPR等を展開して、我々事務局職員が全部対応するというのは非常に困難でございますので、市町村と協力しながら行うことについて検討していきたいというふうに考えております。

それから、勤務時間でございますけれども、今は休憩時間が12時から15分までの15分間、休憩時間が45分ということで、1時間の昼休みをとらせていただいております。

市町村の動向等を見ながら、適宜またそれなりに対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（大河内ただし） 加川議員。

15番議員（加川義光） 職員の問題ですけれども、やはり35人というと相当大変になってくると思うんですね。これから、苦情とか相談とか、説明に来てほしいとか、いろいろ出てくると思うので、ぜひ検討する余地があるのではないかと思うんですが、1つ提案なんです、例えば市町村の国保職員のOBなどを専門員としてお願いするという方法もあるのかなと、その辺も柔軟に検討して、なるべく多く直接相談に乗れて、一人も保険証がなくて、医者にかかれなくて亡くられる方などないようにぜひ知ってもらいたいと、これは切実な願いでございます。

そこら辺、どのようにお考えですか。

議長（大河内ただし） 酒井事務局長。

事務局長（酒井忠雄） 我々の人件費そのものも全部市町村の負担金で賄っておりまして、できるだけ派遣職員だけでなく、こういった職員で対応できるようなものも活用する必要があるかと思えますけれども、片やこういう小さな組織でございますので、専門の職員が長くいるということの問題点もいろいろ指摘されております。いろいろと検討しながら、今後の対応については検討させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（大河内ただし） ほかにございますか。

6番、岡村議員。

6番議員（岡村幸四郎） 6番、岡村です。

ただいま、加川議員さんのご質問に関連するのですが、この35人という定数なんです、千葉県あたりだと25人程度でやっているということも聞いています。

どうしても組織というのは、パーキンソンの法則ではありませんが、肥大化する傾向にあるわけですね。しかし、聞くところによりますと、事業が始まっていきますと、国保連合会等々に事務委託もしていくわけでありますから、その辺は逆にむだのないような定数管理をぜひしていただきたい。

今も事務局長さんのお話のとおり、我々市町村も負担金と人材の派遣をしておりますので、その辺も十分加味して運営に当たっていただきたい。これは要望しておきます。

議長（大河内ただし） 答弁はいらないですか。

6番議員（岡村幸四郎） 要望ですから結構です。

議長（大河内ただし） ほかにありますか。

（「なし」の声あり）

議長（大河内ただし） なければ質疑を終結いたします。

これより一括して討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大河内ただし） なければ討論を終結いたします。

これより一括して採決いたします。

議案第2号「専決処分の承認を求めることについて」から議案第12号「専決処分の承認を求めることについて」の11件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大河内ただし） ご異議なしと認めまして、本11件は承認と決定いたしました。

議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（大河内ただし） 日程第12、議案第13号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、酒井事務局長から説明を求めます。

事務局長（酒井忠雄） 議案第13号「埼玉県後期高齢者医療広域連合指定金融機関の指定について」の専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

議案書は105ページでございますが、恐れ入りますが、参考資料の方が詳細に書いてございますので、その25ページをお開きいただきたいと思います。

地方自治法235条第2項及び同法施行令第168条第2項の規定によりまして、埼玉県後期高齢者医療広域連合の公金の収納及び支払いの事務を取り扱わせる指定金融機関といたしまして、株式会社埼玉りそな銀行を指定したものでございます。

株式会社埼玉りそな銀行につきましては、経営内容が健全であることや、県内の自治体における指定金融機関としての実績が多く、また手数料を考慮いたしまして、選定いたしましたものでございます。

この議案につきましても、会計の適正な処理を一刻も早い時期から実施する必要性が高いことから、平成19年5月25日付で専決処分を行ったものでございます。

以上、上程いたしました議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、慎重ご審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（大河内ただし） これより質疑を願います。

15番、加川議員。

15番議員（加川義光） 埼玉りそな銀行にしたというのは、今、説明があったのですが、70市町村のうち67市町村が埼玉りそなを使っていると。そうすると、残り3市町村というか、3つの自治体は今現在どこを使っているのかわかりますか。

議長（大河内ただし） 酒井事務局長。

事務局長（酒井忠雄） 手元に資料がございませんので、後で資料でご提出させていただきたいと存じます。

議長（大河内ただし） 加川議員、よろしいですか。

15番議員（加川義光） 後でいいです。

議長（大河内ただし） ほかに質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（大河内ただし） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大河内ただし） なければ討論を終結いたします。

これより、議案第13号「専決処分の承認を求めることについて」を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大河内ただし） ご異議なしと認めまして、本案は承認と決定いたしました。

議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（大河内ただし） 日程第13、議案第14号「平成19年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、酒井事務局長から説明を求めます。

事務局長（酒井忠雄） 議案第14号「平成19年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊となっておりますA4判横書きの一般会計予算及び予算説明書の3ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出予算の総額でございますが、中段に記載してございますとおり8億8,833万7,000円でございます。

歳入歳出の主なものにつきましてご説明いたしますと、まず歳入でございますが、10ページをお開きいただきたいと思います。

上段に記載してございますが、分担金及び負担金として、県内70市町村からの事務費負担金として8億8,069万円を計上いたしております。

また、下段に記載してございますが、諸収入の主なものにつきましては、平成18年度当広域連合設立準備会経費に係る残金受入金として764万3,000円を計上いたしましたものでございます。

次に、歳出についてでございますが、11ページから14ページにかけて記載してございまして、

その主なものにつきまして、ご説明申し上げます。

11ページの説明欄をごらんいただきたいと存じます。

最下段に記載してございます第11節の需用費でございますが、このうち、説明欄に記載されております印刷製本費2,745万5,000円でございますが、これはP R用のミニガイド70万部、制度説明用ハンドブック50万部、障害認定申請者のパンフレット10万部、広報ポスター、そういった後期高齢者医療制度のP R用として作成する冊子等の印刷製本費、これすべてではなくて、これらの2,024万4,000円を含んだものでございます。

12ページの説明欄をごらんいただきたいと存じます。

第13節の委託料でございますが、電算関係の費用といたしましては、広域連合システム市町村機器保守委託料2,016万円、その下のS E、システム関係構築委託料3,000万円、国保連合会業務委託料3億599万1,000円、ホームページ作成委託料66万7,000円などでございます。

また、その下の第14節使用料及び賃借料におきましても、真ん中にごございますけれども、広域連合システム機器等賃借料1,596万4,000円を計上いたしております。

同じ節の使用料及び賃借料の中で、その主なものとしたしましては、自治会館にお支払いいたします事務所使用料として、一番上にあります1,519万9,000円を計上いたしております。

13ページにまいりまして、上段の欄に記載してございます負担金、補助及び交付金でございますが、事務局職員の人件費として、関係市町村に負担金として支払います事務局職員給与等負担金でございますが、2億9,840万円を計上いたしております。

以上、上程いたしました議案につきまして、概要をご説明申し上げましたが、慎重ご審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（大河内ただし） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

15番、加川議員。

15番議員（加川義光） では、5点お聞きします。

まず1点目、これは各市町村の共通経費負担金、今度は1年間で8億8,069万円ですが、これは暫定予算と同じように、70市町村全部をお聞きしたいんですけれども、それは割愛して、東秩父村と蓮田市とさいたま市、この3つをお聞きします。

2点目、広域連合設立準備会共通経費残金受入金が764万3,000円となっておりますが、全国都道府県では、準備会共通経費にかなりの都道府県が補助金を出しているという聞いております。幾つの都道府県が出しているのか、中身はどういう観点で出しているのか、それをお聞きしたい。

3点目、高齢者医療懇話会報償金が45万円計上されておりますが、この懇話会メンバーの構成と目的、今後どのような役割を果たすのか。また、第1回はいつ開かれ、どのようにされるのか。

第4点目、歳出の12ページ、委託料、会議録作成とありますが、その後、後期高齢者医療制度のQ & Aなどわかりやすい資料、お知らせなどするのかどうか。

第5点目、歳出の12ページ、国保連合会業務委託料3億599万円が計上されておりますが、この高額なコンピューター、各種電算システムに補助金を出している都道府県があると聞いていますが、どこが出しているのか、埼玉県はどうなのか、以上5点をお聞きします。

議長（大河内ただし） 酒井事務局長。

事務局長（酒井忠雄） 19年度の市町村の負担金の関係でございますけれども、一番大きいさいたま市でございますけれども1億3,505万円余りでございます。それから、先ほどの同じ市町村でいきますと、例えば蓮田市でございますけれども、蓮田市は878万円余りでございます。それから、一番小さい東秩父村でございますけれども200万9,000円余りでございます。

それから、全国の準備会に対する補助金でございますけれども、32の県におきまして、人件費を負担していただくとか、そういった形でのご支援をいただいたというふうに聞いております。

それから、懇話会でございますけれども、懇話会のメンバーにつきましては、75歳の被保険者の代表といたしまして、県内5つのブロックに分けて、それぞれの広域の中から人選をいただいた方が被保険者代表として5人ほど入っております。

それから、保険者、医療関係者だとか薬剤師だとか、歯科医師、そういった団体の関係者から3人。それから、学識経験者、これも5人ぐらいまで選べるとなっておりますけれども、とりあえずはお二人、大学の教授等を選任させていただいております。

その他、各保険者の代表ということで、社会保険の方の関係の団体の役員の方2名というような形で、立ち上げは12人で行いたい。規約上は15人まで置けるようになっておりますけれども、とりあえずは12人で第1回目をやりたいというふうに考えておまして、第1回は8月2日午後1時半から埼玉会館の会議室をお借りいたしまして、そこで行う予定で考えております。

それから、国保連合会絡みでのシステム関係の補助金でございますけれども、これは全国で3件ほど西の方の京都府と滋賀県と奈良県かと存じますけれども、その3つのところでシステム関係の補助金ということで1,000万円程度の補助金が出ているやに聞いております。

議長（大河内ただし） 業務部長。

業務部長（武井保則） Q & A等を作成するのかというお話でございますが、これは広報にかかわる問題かと思っております。平成20年4月に向けて広報は大々的に展開していかなければ

ばならないというふうに考えておりました、市町村の広報紙への掲載あるいは先ほど申しましたようにパンフレット、あるいはホームページの活用、ポスターの活用、そういったものに加えまして、各被保険者に対しましては、保険証を送付するとき、保険料の通知をするとき、この際には、すべての被保険者に対してミニ版のパンフレット等を送付する予定でございます。

全体の広報計画を進めていく中で、市町村に対してQ & Aという形でお示しする部分もあろうかと思えます。

今後、その点につきましては検討させていただきたいと思えます。

いずれにいたしましても、国、県あるいは市町村と連携をとりながら広報を進めていきたいというふうに考えて、県民への周知を図っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（大河内ただし） 加川議員。

15番議員（加川義光） 先ほど同様、各市町村の共通経費の負担金は70市町村の資料として後ほど出していただきたいと。これは、多分皆さんも共通していると思うので。

それから、広域連合の設立準備会に32都道府県が出しているわけですが、埼玉県は出しているのか、出していないのか、それをお聞きしたい。

それから、32都道府県の主なところ。全部言わなくてもいいのですが、こういうところが出していると、主な都道府県をお聞きしたいと思えます。

それから、この懇話会メンバーの一覧表、これもぜひ出してもらいたい。それと、これは秘密会ではなくて公開ですよ、当然。そこをしっかりお聞きしたい。

それから、私の調査ですと、高額なコンピューターシステムに補助金を滋賀県は1,000万円出し、京都府は1,300万円、奈良県は1,200万円も出しているわけです。そうしますと、市町村の負担がそれだけ軽減されるわけなんですね。ところが埼玉県はゼロなのか、出しているのか、もしゼロだったら連合長の方から強く要求をすべきだと私は思うのですが、そこをお聞きしたいです。

議長（大河内ただし） 斎藤広域連合長。

広域連合長（斎藤 博） 県の補助金の関係のご質問でございますが、議員ご指摘のとおりでございます、私どもも準備会の段階から県の方に支援方の要請はずっとしてきておりまして、引き続き強力にやってまいりたいと思っております。

議長（大河内ただし） 酒井事務局長。

事務局長（酒井忠雄） 懇話会の公開というか、傍聴ということかと思えますけれども、原則として秘密会にする必要性もないかと思えますけれども、委員の皆さんが自由闊達な形で意見ができるような環境だとか、あるいは物理的な会議室の関係だとか、いろいろございますの

で、そういったことを踏まえながら、委員さんをご相談しながらどんな形で傍聴等ができるかということを検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（大河内ただし） 資料提出ということがあったんですが、皆さんいかが取り計らいましょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大河内ただし） 資料請求ということでお願いします。

ほかに質疑ありますか。

加川議員。

15番議員（加川義光） もう一点。

先ほどの、懇話会の公開か、傍聴はどうかというのは何かあやふやな答弁なんですけれども、当然、公費で市町村の負担金を出して、費用も出しているわけですから、当然、秘密会ではないですから、公開すべきだし傍聴席もしっかり用意すべきだと思います。

議長（大河内ただし） 業務部長。

業務部長（武井保則） 会議の公開につきましては、例えば県の例などを見ますと、指針が設けられておりまして、原則公開と。公開することによって、公正かつ円滑な議事運営が著しい障害が生じるといったときには、認めないという規定がございます。

公開しないことができるというのは、会議の中で決めようということになっておりまして、今度開かれる懇話会の開催につきましても、原則公開という立場をとりますが、ただ委員の皆様の見解等々も踏まえ、あるいは市町村がどういう取り扱いをしているのかということも踏まえまして、検討させていただきたいと思います。

現時点では検討中ということで、ご了承を賜りたいと思います。

議長（大河内ただし） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大河内ただし） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大河内ただし） なければ討論を終結いたします。

これより、議案第14号「平成19年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(大河内ただし) ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第15号~議案第25号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

議長(大河内ただし) 日程第14、議案第15号「埼玉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の回数を定める条例の制定について」から、議案第25号「埼玉県後期高齢者医療広域連合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の制定について」の11件を一括して議題といたします。議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、酒井事務局長から説明を求めます。

事務局長(酒井忠雄) ただいま、上程されました議案第15号から議案第25号までの各議案につきまして、順次ご説明申し上げます。

これらの議案につきましては、議案書の109ページから186ページまで記載してございますが、時間の関係もございますので、概要を取りまとめてございます議案参考資料、別冊で薄い縦判があるかと思っておりますけれども、それによりましてご説明させていただきます。

まず、議案第15号「埼玉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の回数を定める条例の制定について」ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、今申し上げました議案参考資料の29ページをお開きいただきたいと思います。

地方自治法第102条第2項に基づき、広域連合議会の定例会の回数を年2回と定めるものでございます。

次に、議案第16号「埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の制定について」ご説明申し上げます。

同じ資料の31ページをお開きいただきたいと思います。

地方自治法第202条及び第199条等に基づき、監査委員の事務処理に関して必要な事項を定めるものでございます。

主な規定事項といたしまして、定期監査は期日を指定して実施することとし、期日の10日前までに監査の対象機関に通知することとしております。現金出納検査を原則として毎月28日に行うこととし、また決算審査に係る意見書は、審査に付された日から50日以内に広域連合長に提出することなどを定めるものでございます。

次に、議案第17号「埼玉県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の制定について」ご説明申

上げます。

同じ資料の33ページをお開きいただきたいと存じます。

行政手続法第46条の規定の趣旨により、同法の規定を適用しないこととなっております広域連合条例等に基づく処分、あるいは行政指導等に関し、必要な手続を定め、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図るために必要な事項を定めるものでございます。

主な内容といたしまして、許認可を行う際の審査基準やその処理が終了するまでにかかる標準処理期間の設定、あるいは相手方に不利益となる処分を行う際の処分基準の設定、不利益処分を行う際、理由を提示しなければならない旨などについて規定するものでございます。

次に、議案第18号「埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の制定について」ご説明申し上げます。

同じ資料の35ページをお開きいただきたいと存じます。

公文書の開示を請求する住民の権利を明らかにして、情報公開の推進に関し必要な事項を定めるものでございます。

主な内容といたしまして、対象となる公文書の範囲としては、職員が組織的に用い保有している文書、電磁的記録などを規定するとともに、公文書の開示請求があったときの開示手続や開示しないことができる情報として、法令等の規定により明らかに開示することができないとされている情報、あるいは個人の利益を害するおそれがある情報などについては、開示しない旨を定めるものでございます。

次に、議案第19号「埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の制定について」ご説明申し上げます。

同じ資料の37ページをお開きいただきたいと存じます。

個人の権利利益を保護することを目的として、広域連合が保有する個人情報の適正な取り扱いについて、必要な事項を定めるものでございます。

主な内容といたしまして、利用目的を超えた個人情報の保有制限あるいは法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用あるいは提供することを制限する旨などを定めるものでございます。

また、最下段に記載してございますとおり、罰則規定も設けておりますが、これは市町村とほぼ同様な内容でございます。さいたま地方検察庁との協議も済んだものとなっております。

次に、議案第20号「埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

同じ資料の39ページをお開きいただきたいと存じます。

地方公務員法第28条第3項の規定によりまして、分限処分の手続について規定いたし、また休職の効果として、休職の期間は3年を超えない範囲内とすることなどを定めるものでございます。

次に、議案第21号「埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

同じ資料の41ページをお開きいただきたいと存じます。

地方公務員法第29条第4項の規定によりまして、懲戒処分の手続について規定し、また効果として減給、停職の内容等について定めるものでございます。

次に、議案第22号「埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

同じ資料の43ページをお願いしたいと存じます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の規定によりまして、職員の育児休業等に関し、必要な事項を定めるものでございます。

主な内容といたしまして、育児休業の期間の再度の延長ができる特別な事情について規定し、また育児休業の承認の取消事由あるいは期末手当等の支給及び職務復帰後の給与の取り扱いなどについて、定めるものでございます。

次に、議案第23号「埼玉県後期高齢者医療広域連合証人等の実費弁償に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

同じ資料の45ページをお願いしたいと存じます。

地方自治法第207条の規定によりまして、広域連合の証人等に対する実費弁償に関し、必要な事項を定めるものでございます。

実費弁償の額及び支給方法は、職員の旅費に関する条例の適用を受ける職員の例によると定めるものでございます。

次に、議案第24号「埼玉県後期高齢者医療広域連合財政状況の公表に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

同じ資料の47ページをお願いしたいと存じます。

地方自治法第243条の3第1項の規定によりまして、広域連合の財政状況の公表に関し、必要な事項を定めるものでございます。

歳入歳出予算の執行状況、財産及び一時借入金の現在高、決算の概要、その他広域連合長が必要と認める事項について、毎年6月と12月に公表する旨を定めるものでございます。

次に、議案第25号「埼玉県後期高齢者医療広域連合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

同じ資料の49ページをお開きいただきたいと存じます。

地方自治法237条第2項の規定によりまして、広域連合の財産の交換、無償貸付等に関し、必要な事項を定めるものでございます。

広域連合が所有する普通財産について、必要により他人の所有する財産と交換したり、あるいは譲与し、または無償貸付することができる旨を定めるものでございます。

以上、上程いたしました各議案につきまして、その概要をご説明申し上げましたが、慎重ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（大河内ただし） 提案理由の説明は終わりました。

これより、一括して質疑をお願いいたします。

15番、加川議員。

15番議員（加川義光） 私は、議案第18号、「埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の制定について」です。

やはり広域連合は、75歳以上の方が今度対象になって、なかなか読んだり、話をしても難しくなる年齢になってきますので、特に情報公開については、親切、丁寧に、やはり情報公開を請求しても大体黒字でみんな消されて、必要なところがほとんどわからないという状況もあるので、広域連合はそういうことのないように情報公開をしっかりとってほしいということをお聞きしたいと思います。どのように対応するのか。

議長（大河内ただし） 酒井事務局長。

事務局長（酒井忠雄） 市町村で公布されております情報公開条例に準じた形で、広域連合も規定したわけございまして、申請に基づき、できるだけ情報公開をしていくような方向で対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（大河内ただし） 5番、須田議員。

5番議員（須田健治） 5番、須田です。

議案の第15号、当広域連合議会の定例会の回数、これに関連してちょっと質問させていただきたいと思います。

2回で私もいいと思うんですけども、今、県民の皆さんの、特に高齢者の75歳以上の方の関心事は、保険料がどうなるんだろうということなんだろうと思うんですね。となりますと、やはり、これからこの議会で保険料を決めていくということになるわけですけども、やはり大事なものは、これからの医療費がどう伸びていくのか、また高齢者の人数がどういう推移をするのか。それに関連して、当然、公費負担分と75歳以上の方々の保険料、こういったものがお

のずと決まってくるんだろうと思います。

できましたら、定例会は2回でいいと思いますが、私はこの秋口に全員協議会を開いていただいて、出された議案については是か否かという議論になってしまうと、そのときにはコンクリートされているのではないかという気もしますので、できましたら、やはり懇話会の皆さんの意見も聞いた、そういった状況の中で全員協議会を開いて、事務局あるいは広域連合長を疑うわけではありませんけれども、広域連合長から出されたものをどうかという、そういった議論の、議会の中ではなくて、できましたら全員協議会で一度そういった議論の場、実際の75歳以上の高齢者の皆さんがどの程度のご負担をいただければ、この県民の後期高齢者の医療制度がうまく、とりあえずは平成20年度、21年度の2年間だと思えますけれども、それはいくかということ議論する場をやはり設けた方がいいのではないかと私は思うんです。

ですから、できましたら議会は定例会2回の開催で結構ですけれども、秋口に全員協議会をぜひお願いしたいと、これを提案させていただきたいと思えます。

議長（大河内ただし） 酒井事務局長。

事務局長（酒井忠雄） 今、議員さんのご質問にございました保険料の関係につきましては、確かに1回で決めるというのはなかなか大変なことだというふうに認識しておりまして、我々も議員各位にそれぞれご説明に上がったりしていかなければいけないなというふうには感じております。

全員協議会というお話でございましたけれども、議会運営にかかわりますので、我々一存でなかなか決められないこともございますので、ご協議いたしながら、またこういった全員協議会がなかなか皆さん多忙の中でうまくとれるかどうか、そういったものも含めまして、なるべく議員さん各位にいろいろな情報が的確に伝わるように対応していきたいということで、全員協議会につきましては、検討ということでご答弁させていただきたいと思えます。

以上です。

議長（大河内ただし） 6番、岡村議員。

6番議員（岡村幸四郎） 先ほど、須田議員から提案がありましたが、私も全く同趣旨で発言しようと思っていました。

全員協議会は、これは議長の招集ですよ。ですから、適宜、議長において招集されるようお願いしたいと思うんです。

とにかく、来年4月までが一番大事な時期ですから、ここはきちんと我々も議員という立場で出ているので、非常に重い責任があります。まさにこの75歳以上のお年寄りの命がかかっている問題でございますので、これはきちんと情報公開をしていただいて、そのたびに議論する場をぜひ設けていただきたいというふうに私からも提案させていただきたいと思えます。

それとあわせまして、さっきの一般会計の議案の中で、国保連合会の業務委託料が約3億600万円上程されています。やはり、業務の大半は国保連合会に業務委託をするということになろうかと思うんですね。ですから、ぜひ国保連合会の事務局と、これは極めて大事な問題ですから、綿密な詳細な連絡調整といいますか、議論をぜひしていただきたいというふうに思っています。

1番の木下議員は、理事長も兼ねていますので、ぜひお願いをして、県民の皆さんの期待にこたえていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（大河内ただし） 10番、野口議員。

10番議員（野口重信） 私も先ほどの意見と同感でございます。質問をしようと思ったんですけども、この後期高齢者の保険料、非常に関心が高いわけでございます。十二分にこの問題については、全体で私は協議する必要があるのではないかと思います。

一つの例として、今まで国保会計、各市町村が取り組んでおりますけれども、年間一人当たり支払う国保会計、国保の保険料、大体4万円ぐらいから10万円ぐらいの幅があるんですね、埼玉県の市町村の中で。一番安いところが年間一人当たり払う保険料が、国保は4万円ぐらいだと思います。一番高いのが10万円なんですよ、そういう開きがあります。あと法定外の繰り入れ、これが四、五千万円ぐらいのところから、一番多いところだと40億円、年間の国保会計の繰り入れですね。そういうことが実情でございます。埼玉県全体でその法定外の赤字補てん、約300億円補てんしているんですね。一般会計からの繰り入れ、そういう実態があるわけでございます。その辺の資料を最大限提供してもらいまして、各議員が真剣に取り組んでいかないと、私は今後大変な状況になるのではないかと考えております。

これは一つの試金石であって、今後、国保会計を広域化、今後どうするかと、そういう問題もあるわけでございます。この問題につきましては、先ほど須田議員、岡村議員のご指摘のとおり、私も同感でございますので十二分、くどいようでございますけれども、精査をして取り組んでいただければと思うわけでございます。

以上です。要望です。

議長（大河内ただし） ほかにありますか。

15番、加川議員。

15番議員（加川義光） 私も須田議員や岡村議員の言うとおり、本当は議会をもっと開いてほしいところなんですけれども、いろいろありますので、全員協議会はぜひ開いていただき、本当にざっくばらんに忌憚なく、本当に重要な問題ですので、ぜひ議長の裁量で開いていただきたいと、私からもぜひ強く要望します。

議長（大河内ただし） ほかに質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

議長(大河内ただし) なければ質疑を終結いたします。

これより一括して討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(大河内ただし) なければ討論を終結いたします。

これより一括して採決いたします。

議案第15号「埼玉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の回数を定める条例の制定について」から、議案第25号「埼玉県後期高齢者医療広域連合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の制定について」の11件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(大河内ただし) ご異議なしと認めまして、本11件は原案のとおり可決いたしました。ここで、休憩いたします。

休憩 午後3時27分

再開 午後3時41分

議長(大河内ただし) 会議を再開いたします。

議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(大河内ただし) 日程第15、議案第26号「埼玉県後期高齢者医療広域連合広域計画の作成について」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、酒井事務局長から説明を求めます。

事務局長(酒井忠雄) それでは、議案第26号「埼玉県後期高齢者医療広域連合広域計画の作成について」ご説明申し上げます。

議案書の187ページをお開きいただきたいと思います。

地方自治法第291条の7第1項の規定では、広域連合の設立後、速やかに議会の議決を経て、広域計画を作成する旨が定められているところでございます。また、広域連合規約第5条では、

後期高齢者医療制度の実施に関連して、広域連合と関係市町村とが行う事務、あるいは広域計画の期間や改定について広域計画に記載する旨が定められております。

これらを受けまして、広域計画に関し、広域連合と関係市町村との調整を行い、検討作成し、また埼玉県との協議を経て、本案を提出いたしたところでございます。

広域計画の主な内容について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、同じ議案書の191ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、の広域計画の概要でございますが、その下の1として、当広域連合設立の経緯について記載しております。

193ページにまいりまして、2の広域計画の趣旨でございますが、後期高齢者医療制度の事務について広域連合と関係市町村とが相互に役割を担い、連絡調整を図りながら計画的に処理するための指針として、策定する旨を記載してございます。3の広域計画の項目でございますが、広域連合規約第5条に規定された事項と同じものを記載してございます。

の広域連合の基本方針でございますが、広域連合と関係市町村等との制度運営に関する基本方針について記載いたしております。

195ページにまいりまして、の広域連合及び関係市町村が行う事務でございますが、まず1の平成19年度に行う事務については、広域連合及び関係市町村において、条例の制定、電算処理システムの構築など、必要な準備作業を行う旨を記載いたしております。

2の平成20年度以降に行う事務でございますが、まず広域連合においては、被保険者の資格管理、医療給付、保険料賦課、保健事業などの事務を行う旨を記載いたしております。また関係市町村においては、保険料徴収、被保険者の資格管理に係る申請及び届け出、被保険者証及び資格証明書の引き渡し並びに返還受付、医療給付に係る申請及び届け出の受付、保険料に係る申請受付などの事務を行う旨を記載いたしてございます。

197ページにまいりまして、の広域計画の期間及び改定でございますが、まず期間については、平成23年度までの5年間とし、また必要と認めるときは、随時改定を行う旨を記載いたしております。

以上、上程いたしました議案につきまして、概要をご説明申し上げましたが、慎重ご審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（大河内ただし） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑をお願いいたします。

15番、加川議員。

15番議員（加川義光） 2点あります。

広域連合の基本方針についてですが、広域連合は適正な運営が持続的に行えるよう、埼玉県からの必要な助言及び適切な援助を受け、健全かつ円滑な財政運営とあるが、これはさきの各種電算システムへ3府県が補助金を出しているわけですが、当然、これはその補助金も含まれていると私は解釈するわけですが、どうなのかと。

2点目は平成20年度以降に行う事務のところに関してですが、広域連合と関係市町村はそれぞれに掲げる事務を行い、その他、後期高齢者医療制度に関する住民からの相談や苦情については、双方が緊密に協力して対応しますとありますが、苦情などは市町村任せにせず、広域連合としてはどのような役割を果たしていくのか、この2点をお聞きします。

議長（大河内ただし） 酒井事務局長。

事務局長（酒井忠雄） まず、1点目の広域連合の基本方針に関連して、埼玉県からの必要な助言及び適切な援助というところで、財政的支援も含まれるかどうかというご質問かと思えますけれども、法律に県からの必要な支援というような項目が書かれておりますので、こういった財政的な支援も得られるよう努力していきたいということの要望も含めまして、こういった基本方針の中に記載したところでございます。

今後とも要望に向けて、頑張っていきたいと思えます。

議長（大河内ただし） 業務部長。

業務部長（武井保則） 平成20年度の業務における市町村と広域連合の役割の中で、相談や苦情についての役割分担でございますが、むしろ今、私は役割分担と申しましたが、住民に対する苦情だとか、相談業務というのは一義的には窓口となる市町村でやっていただくを得ないというふうには考えますが、やはり広域連合で持っている情報というのは、各市町村に綿密に情報を提供して、親身になって、一体となって対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（大河内ただし） ほかに質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（大河内ただし） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大河内ただし） なければ討論を終結いたします。

これより、議案第26号「埼玉県後期高齢者医療広域連合広域計画の作成について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(大河内ただし) ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(大河内ただし) 日程第16、議案第28号「埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、斎藤広域連合長から説明を求めます。

広域連合長(斎藤 博) それでは、議案第28号について、提案理由の説明を申し上げます。

埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてでございますが、議案書の201ページをお開きいただきたいと思います。

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約第16条第1項の規定によりまして、監査委員二人を置くこととなっております。そのうち、規約第16条第2項の規定に基づきまして、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し、すぐれた識見を有する者を一人選任することとされております。

現在、さいたま市の監査委員でもございます矢部謙二氏が適任と存じますので、ご提案を申し上げますが、議員皆様方のご同意を賜りたくお願いを申し上げますところでございます。

以上でございます。

議長(大河内ただし) これより質疑をお願いいたします。

(「なし」の声あり)

議長(大河内ただし) なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(大河内ただし) なければ討論を終結いたします。

これより議案第28号「埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(大河内ただし) ご異議なしと認めまして、本案は同意と決定いたしました。

議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(大河内ただし) 日程第17、議案第29号「埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」を議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、12番新井勝行議員の退席を求めます。

(新井勝行議員 退席)

議長(大河内ただし) 議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、斎藤広域連合長から説明を求めます。

広域連合長(斎藤 博) それでは、議案第29号についての提案理由の説明を申し上げます。議案第28号同様、「埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」でございます。議案書は203ページでございます。

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約第16条第2項の規定に基づきまして、広域連合議会の議員の中から、監査委員を一人選任することとされております。

人格、経験ともに豊富な方で、広域連合監査委員として適任と存じますので、久喜市議会議長の新井勝行氏を選任したいと考えておりますので、議員各位のご同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長(大河内ただし) これより質疑をお願いいたします。

(「なし」の声あり)

議長(大河内ただし) なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(大河内ただし) なければ討論を終結いたします。

これより、議案第29号「埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（大河内ただし） ご異議なしと認めまして、本案は同意と決定いたしました。
除斥を解除いたします。

（新井勝行議員 着席）

埼玉県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

議長（大河内ただし） 日程第18、埼玉県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

まず、埼玉県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大河内ただし） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。

議長において指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大河内ただし） ご異議なしと認めます。

ただいま、議長において指名することに決定いたしました埼玉県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員にさいたま市中央区上落合1 - 9 - 2 - 709、早坂八郎氏、さいたま市見沼区大字南中野954 - 16、三田勇氏、さいたま市西区大字飯田380 - 4、深野浩次氏、さいたま市緑区原山4 - 22 - 16、吉田聰氏、以上4名の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました4名の方を当選人と決めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大河内ただし） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名いたしました4名の方が、埼玉県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、埼玉県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(大河内ただし) ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(大河内ただし) ご異議なしと認めます。

ただいま、議長において指名することに決定しました埼玉県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会補充員にさいたま市緑区大字井沼方540-6-502、金野俊男氏、さいたま市浦和区本太1-4-10、澤田裕子氏、さいたま市北区日進町3-301、神山安雄氏、以上3名の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました3名の方を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(大河内ただし) ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたしました3名の方が、埼玉県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会補充員に当選されました。

さらにお諮りいたします。

補充員の順位につきましては、議長において指名いたしました指名順としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(大河内ただし) ご異議なしと認めます。よって、補充員の順位は、指名順と決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時56分

再開 午後3時59分

議長（大河内ただし） 会議を再開いたします。

日程の追加

議長（大河内ただし） ただいま広域連合長より、追加議案1件が提出されました。また、会議規則が可決され、本日請願第1号から請願第150号までを正式に受理いたしました。

そこでお諮りいたします。

広域連合長提出の議案第30号「埼玉県後期高齢者医療広域連合とさいたま市との間の公平委員会の事務の委託について」及び請願第1号から請願第150号を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大河内ただし） ご異議なしと認め、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（大河内ただし） 日程第19、議案第30号「埼玉県後期高齢者医療広域連合とさいたま市との間の公平委員会の事務の委託について」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、酒井事務局長から説明を求めます。

事務局長（酒井忠雄） それでは、議案第30号「埼玉県後期高齢者医療広域連合とさいたま市との間の公平委員会の事務の委託について」ご説明申し上げます。

この議案につきましては、さいたま市との事前協議に時間を要し、昨日、その事前協議が調ったところでございますので、急遽、追加議案としてお願いいたすものでございます。

恐れ入りますが、追加議案書をお開きいただきたいと存じます。

地方公務員法第7条第4項の規定に基づき、別紙規約により公平委員会の事務をさいたま市に委託することについて、地方自治法第252条の14第1項の規定によりまして、さいたま市と協議いたすことにつきまして、ご承認を求めますのでございます。

以上でございますが、慎重なご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（大河内ただし） これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(大河内ただし) なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(大河内ただし) なければ討論を終結いたします。

これより、議案第30号「埼玉県後期高齢者医療広域連合とさいたま市との間の公平委員会の事務の委託について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(大河内ただし) ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

請願第1号～請願第50号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

議長(大河内ただし) 日程第20、請願第1号から請願第50号は、後期高齢者医療制度実施にあたって資格証明書を発行しないことを求める請願であり、一括議題といたします。

請願の朗読は省略いたします。

請願要旨について、加川議員から説明を求めます。

15番議員(加川義光) それでは、請願の趣旨説明をさせていただきます。

今まで75歳以上の高齢者は、障害者や被爆者と同じく、保険料を滞納しても保険証を取り上げてはならないとされてきました。それは社会保障、生存権の確保の立場からです。

ところが、今回の制度では、特別の事情がない限り、滞納発生後1年を経過した滞納者は、保険証を取り上げられ、資格証明書を発行することになったことです。さらに、納付期限から1年6カ月、保険料を滞納すれば、保険給付の一時差し止めの制裁措置も設けられました。

資格証明書の発行を受けると、保険医療機関の窓口では、一たんかかった医療費の全額を支払い、後で広域連合から保険給付相当額の償還を受けることとなります。国保で、資格証明書の発行を受けた被保険者の約半分が受診を控え、健康悪化を引き起こすなど、大問題になっています。

埼玉県内の3分の1弱の市町村では、国保税滞納者への資格証明書を発行していません。また、資格証明書の発行は収納率増加に結びつかないという見解を示す市町村もあります。

このような状況を踏まえ、保険料滞納者に対しては、相談、生活支援の体制を確立して、資格証明書の発行はしないことを強く求めるものです。

以上で、趣旨説明とさせていただきます。

議長（大河内ただし） これより、本50件に対する執行部の参考意見を求めます。

酒井事務局長。

事務局長（酒井忠雄） それでは、執行部としての参考意見を述べさせていただきます。

資格証明書の交付につきましては、保険料の確保の観点から設けられた措置でございます。納付期限から1年以上経過しても保険料を滞納している被保険者に対し、災害や盗難、病気などにより、保険料を納付できない特別な事情がある場合を除き、被保険者証を返納していただき、そのかわりの措置として、高齢者医療の確保に関する法律により、資格証明書の交付を行うものでございます。

資格証明書の交付等を通じまして、保険料を滞納している被保険者との接触の機会を設け、保険料納付のお願いや、相談をいたしていく制度であると理解しておりまして、法律では交付が義務づけられているものでございます。

広域連合といたしましても、法に規定された趣旨を尊重しつつ、また直接の窓口となる市町村の意見を踏まえながら、慎重かつ適正な執行に努めていく必要があると存じております。

以上でございます。

議長（大河内ただし） ただいま、執行部の参考意見が述べられましたが、執行部並びに紹介議員への質疑がありましたら、ご発言を願います。

15番、加川議員。

15番議員（加川義光） 私は、請願は紹介議員、趣旨に賛同するということでなりました。ですから、議案提出者ではありませんので、ご了承ください。

それでは、私はほかの皆さんから質疑がないようですので、私から執行部に対して参考意見を何点かお聞きします。

その1点は、今、国保税の滞納者へ資格証明書を出さないで頑張っている市町村が3割程度あるわけですが、その辺は把握しているでしょうか。

後期高齢者医療制度について、広域連合が資格証明書について、なるべく発行しないよう要望していくと鶴ヶ島市などは言っております。また、鴻巣市では、市としての対応が今後困難になる、困っていると、こういうことも述べております。この辺、どのように理解されているか。

2点目、現在75歳以上で国民保険証を取り上げられている実態を把握しているかどうか。

3点目、さいたま市議会6月議会では、月額6,200円もの保険料が払えないから、保険証を

取り上げてしまうことはお年寄りの命を削ることになる。取り上げるべきではないという質問に対して、磯部保健福祉局長は、機械的な対応でなく、慎重な対応をするよう広域連合に申し入れると答弁しているわけですが、そのような申し入れがあったかどうかです。お聞きします。

続いて4点目、埼玉県の吉川市議会では、後期高齢者医療制度実施についての意見書が平成19年6月15日付で広域連合に挙げられていますが、資格証明書については、どうなっているのか、参考にお聞きします。

以上です。

(「休憩」の声あり)

議長(大河内ただし) 暫時休憩いたします。

休憩 午後4時 7分

再開 午後4時12分

議長(大河内ただし) 会議を再開いたします。

加川議員。

15番議員(加川義光) 先ほどの質疑は、取り下げます。

議長(大河内ただし) ほかに質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

議長(大河内ただし) なければ本50件に対する質疑を終結いたします。

これより、本50件に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

9番、小沢議員。

9番議員(小沢信義) 9番、小沢です。

私は、議題になっております後期高齢者医療制度実施にあたって、資格証明書を発行しないことを求める請願について、不採択とする立場から討論いたします。

資格証明書の交付は、保険料の納付の滞っている者との折衝の機会として、納付の理解を得る上で有効な手法であると考えます。

国民健康保険では、再三の保険税の催告にもかかわらず、納付しない世帯の対応に、市町村は苦慮しております。

後期高齢者医療では、1ないし2年後どういう状況になるか、現時点では不明であります。特別な事情もなく保険料を滞納している者をそのままにしておくことはできません。被保険者

間の負担の公平を確保する上で、資格証明書の交付は必要であると考えます。

したがって、本請願につきましては、不採択とすべきと考えております。

以上であります。

議長（大河内ただし） ほかにありませんか。

15番、加川議員。

15番議員（加川義光） 私は、請願第1号から50号について、採択の立場から討論いたします。

先ほど、資格証明書は発行しない方がいいということですが、資格証明書を発行ということは、この保険証をとり上げるということですので、これはやはり生存権の問題になりますので、重大な問題だということで、当然この資格証明書は発行すべきではない。

先ほど紹介しましたように、県内では国保税の滞納者に資格証明書を出していない市町村も3割近くあるわけですから、ここがこの広域連合で資格証明書を発行するということになりますと、大変矛盾をしてくる、こういう自治体も県内では多数出てきます。

また、紹介しましたが、さいたま市議会においても機械的な対応でなく、慎重な対応をするよう広域連合に申し入れるという局長の答弁もあります。そういう意見もあります。

吉川市議会では、全会一致で資格証明書を発行しないこと。保険給付差しとめの制裁は行わないこと、こういうことをきちんと全会一致で出しております。

そういう立場から言っても、この請願第1号から50号は願意妥当、直ちに採択すべきであります。

以上です。

議長（大河内ただし） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大河内ただし） 以上で、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

請願第1号から請願第50号については、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（大河内ただし） 起立少数であります。

よって、本50件は不採択と決定いたしました。

請願第51号～請願第100号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

議長（大河内ただし） 日程第21、請願第51号から請願第100号は、高齢者の生活実態に即した保険料と独自の減免制度創設を求める請願であり、一括議題といたします。

請願の朗読は省略いたします。

請願要旨について、加川議員から説明を求めます。

15番議員（加川義光） 請願第51号から100号についての趣旨説明をさせていただきます。給与所得者の扶養家族で、今は負担ゼロの方も含めて、すべての75歳以上の後期高齢者が保険料の負担を求められ、推計で8割の方が年金天引きで保険料を徴収されることとなります。

保険料額は、広域連合議会で決まってくると思いますが、全国平均で月額6,200円、年額約7万5,000円になると政府は試算しています。

天引きの対象は、年金が月額1万5,000円以上の方です。2カ月ごとに介護保険料と合わせると2万円以上が年金から天引きされることとなります。

これまで扶養家族となっていたために、保険料負担がゼロの人には、激変緩和として2年間は半額になる措置がとられることになっていますが、新たな負担にはかわりはありません。

また、現役でサラリーマンとして働いている方が75歳以上になれば、その扶養家族は新たに国民健康保険に加入しなければならず、国民健康保険税が丸々負担増となります。高齢者からは、もうこれ以上負担はできないという悲鳴の声が上がっています。

そこで、後期高齢者医療制度の実施に当たり、1、高齢者の生活実態に即した保険料にすること。2、保険料の減免制度を独自につくることを強く求めます。

以上です。

議長（大河内ただし） これより、本50件に対する執行部の参考意見を求めます。

酒井事務局長。

事務局長（酒井忠雄） それでは、執行部からの参考意見を述べさせていただきます。

保険料につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律により、政令で定める基準に従い、おおむね2年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならないとされており、また介護保険と同様に、高齢者一人一人に対し賦課徴収されます。

原則として、広域連合の区域内は、均一の保険料率とすることとなっております。

この保険料に関し、低所得者等には軽減措置が本制度の中で設けられておりまして、所得の水準に応じて保険料の7割、5割、2割の軽減措置が設けられていることや、あるいはこれまで被用者の子供と同居していた被用者保険の被扶養者の保険料負担につきましては、激変緩和の観点から、軽減にかかわる経過措置が設けられることとなっております。

埼玉県の保険料率につきましては、政令の基準に従いまして、今後決定してまいります。現在の予定では10月ないし11月の広域連合議会におきまして、こうした保険料率などを条例で

定めていただくということとしております。

以上でございます。

議長（大河内ただし） ただいま、執行部の参考意見が述べられました。

執行部並びに紹介議員への質疑がありましたら、発言を願います。

（「休憩をお願いします」の声あり）

議長（大河内ただし） 暫時休憩いたします。

休憩 午後4時20分

再開 午後4時22分

議長（大河内ただし） 会議を再開いたします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大河内ただし） なければ本50件に対する質疑を終結いたします。

これより、本50件に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

5番、須田議員。

5番議員（須田健治） 反対の立場で討論をさせていただきたいと思っております。

この出されました高齢者の生活実態に即した保険料と、独自の減免制度創設を求める請願、先ほど来、加川議員からも内容等につきまして、ご説明をいただいたところでございますけれども、皆さんご案内のとおり、介護保険の保険料に加えまして、今度は高齢者医療の保険料が新たに負担をお願いするということになったわけでありまして、高齢者の皆様におかれては、本当に大変な負担増であろうというふうに推察をいたします。

しかしながら、これはもう国の法として決まったことでありまして、全国47都道府県がそれぞれ後期高齢者の広域連合を設置いたしまして、やっていこうということでもあります。そういった仕組みができ上がっているわけでありまして、この内容について、特にこの請願の趣旨については、私は反対をさせていただきたいと思っております。

まず、高齢者医療の財源構成でございますけれども、患者負担を除きまして、9割が国、県、市町村の公費負担、それからいわゆる若年者の皆さんの保険料ということでございます。残りの1割を広く浅く75歳以上の後期高齢者の皆さんから保険料として徴収をしていこうという仕組みができているわけでございます。

加川議員、この仕組み自体に恐らく反対なんだろうと思いますけれども、これは、その是非はともかくといたしまして、これからの高齢社会へ向けまして、やはり医療制度改革の一端としてこういった制度ができたわけでありますから、これは埼玉県としても、我々市町村を預かるものとしても受け入れざるを得ない、このように考えております。

そういった意味で、この高齢者の生活実態に即した保険料をという請願につきましては、この高齢者の所得水準を踏まえて、高齢者の負担の可能な範囲を徴収すると、確かに負担増にはなりますので大変だと思っておりますけれども、そういう仕組みであるということを変更してもう一度申し上げておきたいと思っております。

後期高齢者医療制度の仕組み自体を崩すということにもなりかねないこの請願の趣旨、これには到底賛同できない。このように申し上げておきたいと思っております。

それから次、請願事項の2番目、保険料の減免制度を独自につくってくれということでございますけれども、これについても、既に低所得者に対しましては一定の負担軽減の措置、これも7割、5割、2割、こういった軽減措置が法で決められているわけでございます。そういった点から考えを合わせまして、やはりこの請願の趣旨には賛同できないと申し上げておきたいと思っております。

あえて申し上げるならば、きょうは広域連合長、副広域連合長もおられますので、全国47都道府県のうち、32の都道府県がこの市町村の後期高齢者医療の広域連合準備会に支援をしていたという実態があるわけでございます。

埼玉県においては、全く支援をしてきていない。これは、やはり我々としては不満でございます。何としまして、この75歳以上の方々の保険料を軽減させる意味でも、ぜひとも県の支援、助成金をいただけるように特段のご配慮を県にお願いしていただきたい、そういったことを申し添えまして、この請願につきましては、反対の立場での討論といたします。

議長（大河内ただし） ほかにありませんか。

15番、加川議員。

15番議員（加川義光） 今、須田議員の討論の中でも、負担増になることは認めただけですが、これはやはり、今まで、例えばご主人が75歳以上になって、奥さんが75歳未満で扶養されていた場合は外れてしまうと。申請主義ですから、申請しないと保険がなくなってしまうと、こういうことになります。少なくとも現在、国保に加入している人には自治体が責任を持ってきちんとフォローすべきだと、この点は思っております。

また、75歳以上の高齢者は、なかなか声が出せない方が圧倒的に多いと。市内のある診療所の職員さんの実態をつかんだ声として、今まで国保が扶養で、世帯で払っていたが、この制度で一人一人が今後払うことになる。年金はささやかであり、今までお小遣いや生活に充ててい

たけれども、本当に心配だと。本人のみならず、娘さんも家族も本当に心配していると。これが実態だと思います。

ぜひ、そういう点で実態を把握して、保険料をぜひ決めていただきたいと思います。

また、須田議員もおっしゃいましたが、ここは一致するわけで、県から補助金をしっかり出させて、その分、保険料や市町村の負担を軽減すると。これは強く皆さん一致することだと思いますので、そのことを強く述べて、この採択に賛成いたします。

以上です。

議長（大河内ただし） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大河内ただし） 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

請願第51号から請願第100号については、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（大河内ただし） 起立少数であります。

よって、本50件は不採択と決定いたしました。

請願第101号～請願第150号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

議長（大河内ただし） 日程第22、請願第101号から請願第150号は、後期高齢者医療制度に高齢者はじめ県民の声を反映することを求める請願であり、一括議題といたします。

請願の朗読は省略いたします。

請願要旨について、加川議員から説明を求めます。

15番議員（加川義光） 請願第101号から150号について、趣旨説明をさせていただきます。後期高齢者を初め、住民の意思が反映しにくい制度になっています。

埼玉県の場合、広域連合議員の定数は20名で、福岡県が68人、千葉県56人、兵庫県41人、宮城県36人、愛知県34人と政令指定都市を抱えるほかの道府県と比べても最も少なく、7割を超える市町村から議員を出すことができません。これでは、後期高齢者を初め、住民の意思が反映できる仕組みとしては不十分なものになっています。

厚労省も、我が党の小池参議院議員の質問に答えて、75歳以上の方々のご意見を踏まえて運営すべきことはそのとおり。何らかの形でそうした努力をしたいと答弁しています。

出前説明会や広報など、後期高齢者医療制度の内容、広域連合や連合議会の取り組みを県民

に広く知らせ、高齢者、医療団体、市町村を初め、県民の声と要望を反映させる仕組みづくりを進めることを求めます。

以上です。

議長（大河内ただし） これより、本50件に対する執行部の参考意見を求めます。

酒井事務局長。

事務局長（酒井忠雄） それでは、参考意見を述べさせていただきます。

広域連合の運営に当たりましては、被保険者である後期高齢者はもとより、費用を負担する医療保険者あるいは広域連合を構成する関係市町村等の理解と協力を得て、これらの方々の意見を踏まえながら適正に制度が運用されるべきであると考えておりまして、後期高齢者医療制度の内容、あるいは広域連合の取り組みを県民に広く知らせることや、高齢者、医療団体、市町村を初め、県民の声と要望を反映させる仕組みづくりは、それぞれ最も重要な業務の一つであると認識いたしているところでございます。

まず、後期高齢者医療制度の内容、あるいは広域連合の取り組みを県民に広く知らせることですが、先ほど議案第14号の一般会計予算の中でもご説明いたしたところでございますが、PRに要する経費として2,000万円強の予算を計上し、制度説明用のハンドブックやパンフレット、あるいは広報用のポスター等を作成することといたしております。

またPRの効果的運用やPRにかかわる財政負担の軽減を図るため、市町村の広報紙に定期的に掲載していただく予定であることや、あるいは市町村においても独自に広報活動に取り組んでいただくことを強くお願いいたしているところでございます。

加えて、本年8月に開設予定の広域連合のホームページなども活用し、的確にPRに努めていきたいと考えているところでございます。

次に、高齢者、医療団体、市町村を初め、県民の声と要望を反映させる仕組みづくりでございますが、埼玉県における後期高齢者医療制度の円滑かつ適正な運営に向け、広く関係者から意見を聞くために、先ほどご質問にも答えましたけれども、この6月に埼玉県後期高齢者医療懇話会を設置し、8月に第1回懇話会を開催する予定となっているところでございます。

この懇話会は、国民健康保険の運営協議会に準じた構成といたしておりまして、具体的には75歳以上の被保険者代表、保険医、保険薬剤師の代表、あるいは有識者等から構成された組織でございます。この会議の中で積極的な意見交換を図っていただくこととしております。

さらに、広域連合を構成する市町村からの意見や調整を図る場といたしましても、全市町村の後期高齢者医療担当の主管課長会議や、主要な市町村の担当課長からなる運営検討委員会を設置するなどして、県内市町村と共同して、後期高齢者医療制度の施行に向けた準備業務を進めているところでございます。

以上でございます。

議長（大河内ただし） ただいま、執行部の参考意見が述べられましたが、執行部並びに紹介議員への質疑がありましたら発言を願います。

質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（大河内ただし） なければ本50件に対する質疑を終結いたします。

これより、本50件に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

3番、田中議員。

3番議員（田中暄二） それでは、請願第101号ないし第150号の請願について、不採択が適当という立場から討論をさせていただきます。

ただいま、執行部からの説明によりますと、本予算の中におきましても、PRにかかわる経費といたしまして2,000万円強の予算を計上し、制度説明のハンドブックあるいはパンフレット、ポスター等を作成するとともに、市町村の広報紙などに定期的に掲載をしてもらうこと。また、市町村においても独自の広報に取り組んでもらうことを強く要請していくこと。さらには、広域連合独自のホームページを設けてPRに努めていきたいとの説明もございました。

また、高齢者、医療団体、市町村を初め、県民の声と要望を反映させる仕組みづくりを進めようということにつきましては、広く関係者から意見等を聞くために、埼玉県後期高齢者医療懇話会を設置することが既に決定をされ、近く第1回目の会議を開催する予定ということも報告がございました。

さらに、市町村からの意見や調整の場としても、全市町村を集めての高齢者医療担当主管課長会議や主要な市町村の担当主管課長からなる運営検討委員会などが設置されていることなどから、請願趣旨に沿った対応が既に図られており、また予定をされているというふうに認識をいたします。

こうした請願の取り扱いにつきましては、それぞれの議会の先例あるいは議運申し合わせ等により処理することが一般的ではございますけれども、あいにく本議会には本日が第1回目でございますので、先例等が特にないということから、今までの経過もあったわけでございます。

私は、請願の採択は請願の趣旨の実現が図られていない、もしくは十分でない状況下において本議会の意思として、その実現を目指すため行うことが適当であるというふうに思います。

以上のことから、本請願につきましては、既に対応済みで目的を達成しているので、ここで改めて採択することではなく、不採択とすることが適当な取り扱いと考えます。

以上です。

議長（大河内ただし） ほかにありませんか。

15番、加川議員。

15番議員（加川義光） 私は、請願第101号から第150号、後期高齢者医療制度に高齢者はじめ県民の声を反映することを求める請願に賛成し、採択すべき立場から討論します。

請願趣旨の中に、日本医師会などからさまざまな問題点が指摘されていると。日本医師会は、医師会としても、年齢によって差別するのは絶対におかしい、この制度は、全く逆行している、こういう主張を申していると聞いております。

また、介護保険制度が導入されたときは、先ほど紹介しましたが、各市町村で旺盛に出前説明会などをやって、不安を解消したり、理解を求めてやっております。こういうことも今後、本当に必要になってくると思います。

また、先ほど吉川市議会の意見書を紹介しましたが、ここには高齢者を初め住民の意思を反映できるようにすることということも意見書で述べられ、連合長に対しても意見が挙げられていると思います。

これらの点から言っても、直ちに高齢者を初め県民の声を反映することは願意妥当、直ちに採択をすべきであります。

以上です。

議長（大河内ただし） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大河内ただし） 以上で、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

請願第101号から請願第150号については、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（大河内ただし） 起立少数であります。

よって、本50件は不採択と決定いたしました。

広域連合長あいさつ

議長（大河内ただし） ここで、広域連合長からあいさつを行いたい旨の申し出がありますので、これを許します。

斎藤広域連合長。

広域連合長（斎藤 博） 臨時会の閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げたいというふ

うに思っております。

議員の皆さん方には、当広域連合として初めての議会でしたが、提案をさせていただきましたそれぞれの議案、すべてご承認を賜りまして、心から厚く御礼を申し上げるところでございます。

なお、審議の過程におきまして、議員の皆さん方からちょうだいいたしました貴重なご意見やご指摘を真摯に受けとめまして、いよいよ平成20年度から始まります後期高齢者医療制度の円滑な施行に向けまして、私を初め、職員一丸となって努力をしてみたいと思いますので、ぜひ市町村の職員の皆さん方にもお力をいただければありがたいと思っておりますし、先ほど来、ご指摘のありました県からの支援の関係でございますが、私ども執行部も努力をしっかりとしてみたいと思いますので、ぜひ議会側の方々にもご協力とご支援が賜ればありがたいというふうに思っております。

どうぞ、今後とも引き続き、議員各位のご指導とご鞭撻を心からお願いを申し上げまして、お礼のごあいさつといたします。

ありがとうございました。

閉会の宣告

議長（大河内ただし） これで、付議されました事件はすべて議了いたしましたので、会議を閉じます。

これをもって、平成19年第1回埼玉県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会いたします。本日はご苦労さまでした。

閉会 午後4時40分

臨時議長 濱田 福司

議長 大河内 ただし

署名議員 木下 博

署名議員 田中 暄二